第5回(仮称)八王子市男女共同参画推進条例制定検討会 会議録(要旨)

日時 令和4年(2022年)2月16日(水)午後6時~午後8時

形式 ウェブ会議

出席者

(順不同・敬称略)

江原 由美子	飯田 いずみ	細江 祐子
島﨑 誠	野崎 忠行	清水 弘美
石川 茂子	伊藤・セツ	八木橋 宏勇
福澤 武文	青木 耕平	北見 みゆき

出席職員

市民活動推進部長 小山 等 男女共同参画課長 富澤 知恵子

事務局

佐宗 政明	神谷 義孝	松﨑 佳穂
瀧澤 里佳子		

公開・非公開の別 全ての議題について公開

傍聴人の人数 15人

資料

- 1 (仮称) 八王子市男女共同参画推進条例の素案(案)【資料1】
- 2 定義【資料1別紙】
- 3 (仮称) 八王子市男女共同参画推進条例の素案(案) の考え方【資料2】

次第

- 1 市民活動推進部長挨拶
- 2 議事

(仮称) 八王子市男女共同参画推進条例の素案 (案) について

3 その他

議事

(仮称) 八王子市男女共同参画推進条例の素案(案)について

事務局から、(仮称) 八王子市男女共同参画推進条例の素案(案)(以下、「素案(案)」という。) 及びその考え方について説明した。

【参加者からの質問・意見】

参加者・・・前回の会議では未来に向けて、例えば、人口を増やすために、学生が卒業しても住み続けたいまちや子育てしやすいまちになったらいい、となったように記憶している。事務局では、素案(案)のどのあたりで八王子らしさを表現しようと考えているのか。

事務局・・・前回の会議で若者の定住や子育てについて御意見をいただく中で、若者が残ってくれる 社会を作るためには、男女共同参画の先にある多様性や、個を尊重し、それぞれを認め 合っていくことが必要だとわかってきた。しかし、依然として男女共同参画が進んでい ない現状があるため、まずはそこを進めいくことをポイントとした。例えば、若者に対 するポイントとしては、子どもの頃からの意識形成が大切であるので、教育関係者の責 務に表現する形で盛り込んだ。「まちづくり」という言葉は直接出てはこないが、若者が 住みやすいまちに向けて、まずは男女共同参画を推進していこうという考え方である。

参加者・・・条例の名称を「男女がともにいきいきと活躍できる八王子づくり条例」とするのは、計画の名称のようで格調高く聞こえない。「いきいき」という言葉自体は悪い言葉ではないが、日常用語なのではないか。この条例は男女共同参画や男女平等参画を進めていくためのものであることをはっきり示して、「男女がともにいきいき」という表現はフォーラムや計画の名称に使用するのが良いのではないか。条例の名称が気になるのは、前回の検討会で議論したことが頭に残っているのに、条例の目的にも「いきいき」や「まちづくり」に関する記載が無いからだと思う。

参加者・・・素案(案)では前文が示されていない。前文は誰がいつ作成し、誰が承認するのか。

参加者・・・定義の中に入れる言葉は果たしてこれで十分なのか。「男女平等」、「リプロダクティブ・ ヘルス/ライツ」や「間接差別」といった他市の条例にはあるものが素案(案)には無 い。DV、特に、セクシュアル・ハラスメントの根絶が必要だと思うが、こうした記載 も無い。

参加者・・・今は「男性」か「女性」かだけではなく、多様な性が当たり前になってきている。前回 の会議で「国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」を紹介した。こ の名称が気に入っている。

参加者・・・第3回の会議の資料にあった審議会、相談及び苦情処理についてが、素案(案)では無

くなっていないか。

事務局・・・前文は市の決意を表明するものである。あくまで市がどのように考えるかであるので、 今回はお示ししていない。名称は、将来的には多様性が認められ、個人がいきいきと活 躍できることが長期ビジョンにも掲げる未来の姿であることからこのようにした。御意 見をいただければと思う。

事務局・・・素案(案)において、審議会は15、相談は20、また、苦情処理は22に盛り込んでいる。 詳細については条例ではなく規則で定める予定である。

参加者・・・この名称では、まちづくり条例であるように感じる。大きな視点で捉えると八王子づくりであるのかもしれないが、男女共同参画を推進していく条例に「男女共同参画」という言葉が無いのでは、何をするための条例なのかわからない。「いきいき」という言葉では多面的に捉えられてしまうのではないか。この条例に対しては、男女の不平等を撤廃することに焦点を当てるつもりで取り組んできた。私は、望まぬ妊娠を防止したいと思っている。望まぬ妊娠は貧困を産み、負の連鎖につながっていく。基本理念の「個人の尊厳」にこうした概念も含まれているのだとは思うが、「望まぬ妊娠」、「女性の貧困」、また、「社会的な不利益」といった表現を明記することが必要ではないか。

参加者・・・例えば、「だれもがともにいきいきと活躍できる八王子市男女共同参画推進条例」という名称にしても良いと思う。

事務局・・・一つ一つの事項を条例に明記するとなると、あれもこれもと増えていくことが考えられる。重要な言葉は入れる必要があるが、こうしたことも踏まえてどのような条例にするか市で決めていきたいと思う。

参加者・・・八王子らしさを条例の名称で表現したのだろうと思うが、他市の条例には無い言葉なので違和感がある。前文はこれから作るとのことだが、他市の条例には憲法の人権の尊重や法の下の平等について、また、少子高齢化や経済活動の進展についての記述があり、その後で男女共同参画社会の必要性が述べられている。名称と前文がこれだけでは不安だ。

参加者・・・条例の名称については色々な意見があるので、市は大きく捉えて、全ての人に認められるようにしたいのだろうと思った。ただ、今は前文が示されていないので、なぜこの名称にしたのか理解が得られていないのではないか。条例の中身は、おそらく他市と大きな違いは無いので、八王子らしさを出そうとするならば名称や前文が一番大事である。前文に書き込むことによって、名称に対しても理解が得られると思う。男女平等だけではなく多様性が重視される中で、八王子市は男女共同参画の推進を最重視する条例を作るのであれば、それを明記し、また、達成された暁には市の理想とするまちづくりがで

きるのだということを前文に書ききることが必要だと思う。この名称が悪いとは特に思 わなかった。

参加者・・・条例の名称は「男女共同参画」や「男女平等参画」とするので良い。名称で八王子らしさを表現すべきではないと思う。前文を市が決めるというのも疑問に思う。基本理念は各項目の表現が統一されておらず、特に5はそもそも理念であるのか。目指す姿を示すのであれば、「○○すること」や、他市の条例にもあるように「○○といった社会」と表現するのが良いと思う。個人の尊厳は憲法に書いてあることで、条例にも記載する必要はない。この条例は個人の尊厳を具体化するためにあるので、「望まぬ妊娠」といった具体的な言葉を入れて、全体的にぼやっとする表現はやめた方が良い。この条例は、あくまでも男女の不平等を解消するための条例であるから、まちづくりに変換してはいけない。基本理念にも男女の差別や不平等に関する表現が足りないと思う。「男女が対等な立場で」という表現が無いために、男女の不平等を解消しようとする条例に見えなくなっている。条例の名称に八王子らしさを求めるよりも、例えば苦情処理や審議会についてもっと充実させて八王子市が一歩進んでいることを示すべきだと思う。

参加者・・・素案(案)は原案の骨組みとなるもので、会議で出た意見も含めて市が検討して肉づけ するということであれば、基本理念はもう少しわかりやすい表現にして膨らませること も可能ではないか。また、条例の名称は、男女共同参画や男女平等参画についての条例 なのだとはっきりわかるものが良いと思う。

事務局・・・素案(案)は、条例そのものではない。これまでの会議での御意見やアンケート結果、 また、事業者からの御意見も踏まえて素案を完成していく。

参加者・・・素案の完成には、あとどれくらい時間をかけられるのか。

事務局・・・素案は、今回の会議の御意見を踏まえてすぐに完成させるようになる。

参加者・・・参加者が意見を述べられるのは今回の会議までで、この意見を踏まえて市が完成させた 素案を議会にかけてパブリックコメントを行うのか。

事務局・・・議会に報告し、その後にパブリックコメントを行う。パブリックコメントの後に、もう 一度会議を開催し、御意見をいただく。

参加者・・・素案(案)は、ぼやっとしているという印象を受けた。この条例のターゲットが誰なのかをはっきりさせずに、全体を見て作ろうとするからぼやっとしてしまう。もう少しターゲットを絞った上で、それぞれの責務を定めた方が良い。条例を読んだ人が、自分たちの世代だったら、会社だったら、団体としてだったら、と明確に想像できるものにした方が浸透しやすいのではないかと思う。

参加者・・・市はわかりやすい表現にしようと努めたのだと思う。しかし、その結果、ぼやっとして

しまったのではないか。わかりやすく表現することとやらなければならないことを明記するのは全然違うことだと思う。やらなければならないことを明記しないと男女共同参画は推進されない。せっかく条例を制定するところにまで漕ぎつけたので、やらなければならないことを各方面へ表明するものにした方が良い。これを市民に理解してもらうには、わかりやすく表現する必要があるかとは思うが。

参加者・・・素案(案)を見て、市が色々なところに配慮しているのを感じた。前回の会議の要素を 名称に加えたために、男女共同参画が少し背景化してしまった印象を受ける。名称はも う少し検討した方が良い。

参加者・・・条例に具体的に明記すると訴求力につながることは確かだが、汎用性は無くなる。条例を制定してしばらく時間が経った時に、その時の状況に合わせて追加や削除をして改変するのでは、条例としての重みが感じられないと思う。そもそも、市民、教育関係者、事業者及び地域活動団体として責務は分けられている。この階層の中でターゲットを絞るということであれば、一定の汎用性を持たせつつエッジを利かせる工夫が、言葉の使い方次第でできるのではないかと思う。まとめると、汎用性が大事であるということと、階層を意識した上での具体化が今後の課題であるということ。

参加者・・・地域活動団体の責務については、地域によって多種多様な課題があるので簡単にはいかないが、もう少し肉づけをして、「風土の育成に努める」や「風土の醸成に努める」とした方が良いと思う。

参加者・・・条例のターゲットを絞るということは、市、市民、教育関係者、事業者及び地域活動団 体のそれぞれの責務で述べられていると思ったが、このように理解して良いか。

参加者・・・条例のかなりの部分を議論していないのに会議の回数は決まっている。討論を行わないまま最後に持ち込むのか。相談についてなどをまだ討論したい。市民にとっては苦情処理が重要だが、それに対して参加者があまり討論しないということになると、市はどのような計画のもとに前回はまちづくりについて議論することにしたのか、説明がなければ参加者としては疑問である。

参加者・・・素案(案)の14の体制の整備における「拠点」という言葉が、漠然としていて気になる。市民が困った時にはどこに相談に行けば良いのか。具体的にいくつか場所を示した方がわかりやすいのではないか。

参加者・・・今は、条例の根拠がなく男女共同参画センターがあり、市がやめようと思えばいつでも やめられるのだが、条例で根拠づければやめることはできない。市民の相談を受け付け る組織として位置づけることもできるので、その辺りを今後どのように考えていくかと いうことだと思う。 参加者・・・この条例が市政全体の中でどのような位置づけにあるのかというメッセージを発するの は重要なことだと思う。前文を工夫し、できるだけ濃密な内容にしてメッセージ性を高 くすれば、具体化するといったことに活かせると思う。

参加者・・・素案(案)の文章の主語に「市」、「市長」、「何人も」や「だれもが」が混在していてわかりいくい。ルールがあるのか。

参加者・・・素案(案)の 11 以降がぼやっとしている。詳細は規則で定めると事務局から説明があったが、もう少しじっくりと、タイムスケジュールを組みなおしても良いのではないか。 八王子市は条例の制定が遅れているので、例えば苦情処理について、苦情処理の機関を これだけ設けるといったように具体的に肉づけした方が良いと思う。しかし、今のタイムスケジュールでは難しいと思う。

参加者・・・素案(案)の13の活動の支援について、この条文を市が団体に財政的な支援を行う根拠とするのか。

参加者・・・審議会などの詳細は規則で定めるとのことだが、条例ができると同時に規則もできるのか。だとすると、このタイムスケジュールではタイトすぎるのではないか。

事務局・・・条文を一つ一つ見ていくには時間が足りないのではないかという御質問があったが、これまでも課題やどういったものを条例に盛り込むべきかという御意見をいただいていて、それをもとに素案(案)をお示ししたところである。一つ一つの条文を議論するとなると何十回も会議を重ねなければならないので、会議の進め方としてはどういった条例にするかという御意見をずっといただいていたと思う。

事務局・・・ターゲットや社会問題になっている言葉を条例に入れた方が良いという御意見があった 一方で、条例は時代が変わっても安易に改正するものではないという御意見もあった。 条例は、一つの大きな考え方を示すものだと捉えている。しかし、市が伝えたいことが ぼやっとしているのでは意味がないと思うので、どのように具体性を持たせるか検討し ていきたい。

事務局・・・素案(案)の13で想定しているのは、情報提供やその他の支援である。これまでも団体に対しては会場や資料の提供を行ってきたが、他にも必要な支援があれば、今後はそれも含める形になる。

事務局・・・審議会と苦情処理委員会については、別に規則で定める予定である。

参加者・・・定義や条文に対して意見がある方が多そうだ。メールなどへ市に対して意見を出しても 良いか。

事務局・・・素案(案)についての御意見は、今週末までにいただきたい。それを踏まえて、素案(案)に反映させるか検討させていただきたい。

参加者・・・規則は事務局で作るのか。また、素案の完成と時期は同じか。

事務局・・・規則は素案の完成とは別の時期だ。条例を議会にかけるのと同じ時期になる。

参加者・・・市民が相談しやすい組織になるように努力をするのはとても大変だ。苦情処理をまともにやっていく組織も、形だけさっと作れるものではないので、ぜひ時間をかけてしっかり作ってほしい。できれば、市民が八王子で良かったと思えるように、良い相談や苦情が出せるような組織を作ってほしい。

事務局・・・他市の状況も調査しながら、うまく回っている自治体を参考にして作っていきたい。

参加者・・・素案(案)の文章における主語のルールはどうなったのか。また、責務の文章の文末が「努めることとする」となっているものがあるが、「行うものとする」に揃えるのか。

事務局・・・文章における主語のルールは、もう一度確認して回答する。

事務局・・・市の責務は実施を明言できるが、他は努力目標にしている。条例で言い切ってしまうことは難しい。

参加者・・・前文はいつ作るのか。素案が公開される時には前文も入っているのか。

事務局・・・前文は作成しているところだ。パブリックコメントでは前文をお示しする。

その他

事務局より、次回の検討会は令和4年(2022年)6月に開催する旨伝えた。